

平成17年8月 ○24日
社会保障審議会医療保険部会

社会保障審議会医療保険部会における議論の整理(案)

社会保障審議会医療保険部会は、平成15年7月16日以降、医療保険制度体系に関する改革について精力的に議論を重ねてきたところであり、以下は、これまでの本部会における意見を中間的に整理したものである。(審議の経過については別紙参照)

I. 基本的考え方

- さまざまな施策を通じて国民の健康・長寿という人間にとて一番大事な価値を実現し、その上に立脚した国民皆保険制度とすべきである。
- 具体的には、以下のような考え方にして、改革を進める必要がある。

(安定的で持続可能かつ給付と負担の関係が透明でわかりやすい制度)

- 人口構成、就業構造等の構造変化に柔軟に対応し、経済・財政とも均衡がとれ、国民の安心、制度の持続可能性を確保するといった観点から見直しを行い、将来にわたり国民皆保険制度を堅持する。
- 保険者の自立性・自主性を尊重した上で、医療保険制度を通じた給付の平等、負担の公平を図り、「基本方針」どおり医療保険制度の一元化を目指すべきとした意見がある一方、保険者機能を弱体化させるような一元化には反対であるとの意見があり、引き続き検討が必要である。
- 保険者としての機能を発揮しやすい制度とともに、給付と負担の関係が透明でわかりやすく、かつ、医療費適正化の取組や高齢者医療制度の運営に対して関係者が関与できるなど、関係者の負担への理解や納得が得られる制度とする。

(国民の生活の質(QOL)の向上を通じた医療費の適正化)

- 生活習慣病の予防や質の高い効率的なサービスの提供により、国民の生活の質(QOL)の向上を図ることを通じて医療費の適正化を推進する。
- 具体的には、次のような取組を推進する。
 - 若齢期からの保健事業の積極的な展開により生活習慣病の発症を抑制する。